

【報道発表資料】

令和5事務年度 法人税等の調査事績の概要

令和6年12月
熊本国税局

- 1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要
- 2 源泉所得税等の調査事績の概要

1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(1) 法人税の調査事績の概要

令和5事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人515件（前年対比101.4%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は372件（同99.2%）、その申告漏れ所得金額は40億37百万円（同173.7%）、追徴税額は11億19百万円（同185.0%）となっています。

（注）1 令和5事務年度の調査事績は、令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和5年7月から令和6年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

2 追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みます。

○ 法人税の実地調査の状況

項 目		令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実 地 調 査 件 数	1	508	113.9%	515	101.4%
非 違 が あ っ た 件 数	2	375	125.4%	372	99.2%
うち不正計算があった件数	3	85	103.7%	100	117.6%
申 告 漏 れ 所 得 金 額	4	2,324	51.7%	4,037	173.7%
うち不正所得金額	5	1,063	73.0%	1,697	159.7%
調 査 に よ る 追 徴 税 額	6	605	67.7%	1,119	185.0%
うち加算税額	7	117	73.6%	219	187.8%
不 正 発 見 割 合 (3/1)	8	16.7%	▲ 1.7ポイント	19.4%	2.7ポイント
調 査 1 件 当 た り の 申 告 漏 れ 所 得 金 額 (4/1)	9	4,575	45.4%	7,839	171.3%
不 正 1 件 当 た り の 不 正 所 得 金 額 (5/3)	10	12,504	70.4%	16,969	135.7%
調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (6/1)	11	1,191	59.5%	2,173	182.4%

（注）調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和5事務年度においては、法人消費税について、510件（前年対比101.4%）の实地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は329件（同102.2%）、その追徴税額は11億37百万円（同120.2%）となっています。

○ 法人消費税の实地調査の状況

項 目		令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実 地 調 査 件 数	1	件 503	% 114.1	件 510	% 101.4
非 違 が あ っ た 件 数	2	件 322	% 118.8	件 329	% 102.2
うち不正計算があった件数	3	件 72	% 98.6	件 89	% 123.6
調 査 に よ る 追 徴 税 額	4	百万円 946	% 192.3	百万円 1,137	% 120.2
うち不正計算に係る追徴税額	5	百万円 82	% 77.4	百万円 311	% 378.2
調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (4/1)	6	千円 1,881	% 168.5	千円 2,230	% 118.6
不 正 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (5/3)	7	千円 1,141	% 78.3	千円 3,491	% 306.0

（注）調査による追徴税額には加算税及び地方消費税（譲渡割額）が含まれています。

2 源泉所得税等の調査事績の概要

令和5事務年度においては、源泉所得税等について、610件（前年対比97.0%）の实地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は211件（同98.1%）で、その追徴税額は1億97百万円（同152.2%）となっています。

○ 源泉所得税等の实地調査の状況

項 目		令和4		令和5	
		件 数 等	前年対比	件 数 等	前年対比
源 泉 徴 収 義 務 者 数 (給 与 所 得)	1	件 40,045	% 99.6	件 39,924	% 99.7
実 地 調 査 件 数	2	件 629	% 123.9	件 610	% 97.0
非 違 が あ っ た 件 数	3	件 215	% 114.1	件 211	% 98.1
調 査 に よ る 追 徴 税 額	4	百万円 129	% 153.1	百万円 197	% 152.2
調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (4/2)	5	千円 205	% 123.8	千円 323	% 157.0

（注）調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。